

2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】 当町では平成30年度から、課税区分を2方式とし、均等割額の引上げと同時に5割、2割軽減対象世帯の拡大を行いました。今後も低所得世帯へ配慮し、住民の負担能力に応じた適正な国保税としていきます。

なお、当町の平成30年度当初予算（医療分）は応能割56.35%、応益割43.65%です。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子どもの均等割課税の軽減措置等につきましては、埼玉県国保協議会を通じ、引き続き要望してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

一般会計からの繰入につきまして、赤字解消、削減の取組により、法定外繰入は行っておりませんが、総務省から示された繰出基準に基づき、適正な繰入を行っております。

(2) 国保税の減免(国保法77条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年のアンケート結果では滞納世帯数が全県で19万7千世帯に対して申請減免実施は約5千世帯の実施であり約2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準1.5倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】

国保税の減免につきましては、小川町税条例で規定し、ホームページ等で周知を図っております。窓口では、国保税の減免制度を含めた納税相談を行っております。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】

災害時申請につきましては、被災された世帯の状況を十分把握し、規定に沿って実施していきます。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療のためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】

一部負担金の減免につきましては、小川町国民健康保険に関する規則に規定していますが、規則で定める減免を受けられる者の要件のほか、個々の世帯の生活実態等の状況など総合的に判断して適切な対応をしております。

- ② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

一部負担金の減免について適切な認定をするため、必要な申請書の提出をお願いしています。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

- ① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】

納税相談を受けていただく中で、滞納者（世帯）の生活状況の実態把握をし、納税方法の説明や生活支援が必要と思われる場合には、関係課へ案内対応しています。

- ② 滞納処分にあっては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】

差押等の滞納処分を執行する際には、国税徴収法の差押禁止財産を除くほか、滞納処分の執行停止や分割納付などの徴収緩和制度をはじめ、個々の生活状況や実態等を十分に把握したうえで、適切な対応をしていきます。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018 年のアンケートでは資格証明書が 1,000 世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は 4,000 世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害さ

れることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】

国保の資格証明書は、滞納者対策として税負担の公平性を保つために交付しているもので、国民健康保険法に基づき行っております。

② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】

窓口へ来庁していただくことで、状況の聞き取りや納税相談に繋がり、納付の機会を作ることができると考えています。

② 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書は、「小川町国民健康保険被保険者資格証明書等交付対象者認定審査会」において、対象者の収入状況、家族構成、納税意識等を考慮の上、認定し交付されます。対象者は、特別の事情がないにもかかわらず、納められるのに納めない場合や納税相談に応じようとせず、全く接触できない場合などで、税負担の公平性を確保するという観点からも、資格証明書の交付をせざるを得ない状況です。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

【回答】

国保運営協議会委員のうち、第1号委員として、被保険者を代表する委員（住民3名）を、各地区代表として、自薦、他薦で選任しております。

委員の選出につきましては、全体のバランスを考慮し、広い範囲から選出できるよう検討してまいります。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】

小川町審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、会長が会に諮って公開を決定した場合は、傍聴が可能です。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

特定健康診査につきましては、一人当たり 13,551 円の費用がかかり、そのうち 1,000 円を自己負担していただいています。本人負担無料につきましては、受益者負担の原則から、無料にすることは考えておりません。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】

小川町では、特定健康診査の実施期間について、平成30年度より6月1日から12月25日までと約一箇月間実施期間を延長し、受診希望者が受診機会を逸することがないように勸奨に努めております。健診項目の追加につきましては、国が示した基本項目のほか追加項目として、貧血検査、心電図検査、眼底検査を受診できるようにし、検査内容の充実を図っております。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】

小川町では、平成29年度から健康マイレージ事業（埼玉県コバトン健康マイレージ事業・小川町健康ポイント事業）を実施しています。小川町健康ポイント事業では、体力測定・体組成測定、ウォーキング教室、栄養教室等を実施しています。小川町健康ポイント事業参加者の健康に対する意識は高く、各種事業に参加を希望する方が多数います。

今後さらに健康に対する意識を高く持ち続けていただくために、人員要求も含め魅力のある事業を進めていきます。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

個人情報につきましては、受診券等の注意事項に個人情報の取扱いについて記載し、受診者に同意をいただいております。また、各種健（検）診で取得した個人情報は、「小川町個人情報保護条例」等に従い適正な管理を行うとともに個人情報の保護に努めます。

2、後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】

町では、保険料の滞納者には、窓口相談や電話催告、臨宅を適宜実施するなどして、健康状態や生活状況などの把握に努めています。短期保険証の発行につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合で定められた基準に従い、事務を進めております。な

お、埼玉県後期高齢者医療広域連合において、資格証明書は発行しておりません。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

埼玉県で実施している埼玉県コバトン健康マイレージ事業と小川町健康ポイント事業をリンクさせ健康マイレージ事業を実施しています。この事業は、誰でも気軽に取り組みやすいウォーキングを継続しながら、希望者には町独自の健康ポイント事業（各種健診や検診、ウォーキング教室や栄養教室等）にも参加していただいています。事業に参加することで健康ポイントが貯まり、楽しく健康増進や介護予防等に興味・関心を持っていただくような取組みを今後も進めていきます。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

後期高齢者医療の被保険者に対する健康診査は無料で実施しており、人間ドックの受診者には、かかった費用の一部を助成しております。

また、ガン検診は検診種類ごとに費用の一部を個人負担、歯科検診は埼玉県後期高齢者医療広域連合において無料で実施しています。

高齢者の健康保持、増進と医療費の適正化に向けて、町では広報やホームページ、イベント会場などで、受診の啓発を行っています。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1、 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】

介護予防・生活支援サービスでは、特に通所介護相当サービスが当初の見込みを上回る状況となっております。その為、通所型サービス（町緩和型）について、近隣の実施状況を確認している所であります。

一般介護予防事業では、教室参加者数及び通いの場の会場数については計画値を上回るなど順調に介護予防の取り組みが進んでいる状況であります。引き続き介護予防には力を入れていきたいと考えております。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】

サービスの担い手としては、住民主体の通いの場づくりとして「いきいき百歳体操」のサポーター養成講座を平成28年度から実施しております。サポーター数はR元年7月現在215名です。27会場でサポーター中心にリハビリテーション専門職の派遣も行いながら活動をしています。

通所型サービスB（町緩和型）については、近隣の情報収集を行いながら検討を始めている所であります。

2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

(1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。

【回答】

現行相当サービスも実施しておりますが、利用者の方が住み慣れた地域で自立した生活を継続していける為に、利用者の身体レベルに応じたサービスが提供できるようにしていきたいと考えています。地域支援事業の中でも利用者の自立支援・重症化予防

を考えてリハビリテーション専門職の教室、更に歯科衛生士、管理栄養士が入る教室も実施しております。

(2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】

現行相当サービスの単価ですが、国の基準に合わせた単価としております。

3、 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

(1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】

重点施策として「地域包括支援センターの機能強化」があります。その中で、支援体制の充実や多職種連携による「地域ケア会議」の効果的な活用による地域課題の抽

出・検討を通じて、地域を支える関係機関とのネットワークづくりに取り組むとしています。

この「地域ケア会議」では、理学療法士等専門職が出席しており、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていける為に、地域の社会資源の情報集約と活用、地域の抱える課題分析及び共有化、その他介護予防及び生活支援のために必要と認められる事について、年7回会議を行っています。

(2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】

ご家族だけで悩みを抱え込まない為にも、認知症に関して心配なことを相談できる認知症サポート医による「もの忘れ相談」を毎月実施しております。

この「もの忘れ相談」で対応しきれないケースについては、認知症初期集中支援チームが関わる体制をとっています。

また、医療機関・グループホーム等で毎月「認知症カフェ」を行っております。

(3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】

サービス提供を行おうとする事業者がなかなかいません。事業者においてサービスを新規に開設し運営するにあたっては、人員体制が整わないことと、地方では利用者の確保が難しく採算性が低いため、事業の開始が難しいようです。

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】

介護労働者定着率向上のために、現在、町が取り組んでいる施策はありません。

今後も、介護に携わる方が働きやすい環境を整備するため、国の求めに応じて現場の状況を報告してまいりたいと考えています。

法律施行に伴う事業主からの相談には、適切な相談窓口の案内をするなど対応を行っていきます。

(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】

特定技能実習制度の利用状況については、利用の仕組み上、県や市町村などの行政がかかわらないことから、利用状況把握はできておりません。

(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】

ハラスメント防止策として、現在、町が取り組んでいることはありませんが、必要に応じ厚労省が公表した介護現場におけるハラスメント対策マニュアル等の情報提供を行っていきます。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】

特別養護老人ホームの整備については、埼玉県が川越比企圏域の施設整備状況を考慮しております。町内における整備の必要性は検討をしていきます。また、小規模多機能型居宅介護等については、サービス提供体制について整備を図っていきます。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】

介護保険制度では、低所得者の利用の負担を軽減する仕組みとして「負担限度額認定」や、「社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度」があります。「負担限度額認定」とは、生活保護受給者や住民税が非課税の所得や資産が一定以下の方に対して、所得に応じた負担限度額を超えた分の居住費と食費の負担額が介護保険か

ら給付されます。「社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度」とは、住民税が非課税であり一定の要件を満たす生計が困難な方に対して、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担額を軽減するものです。

(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】

要介護1又は2の入所申込者が、特例に該当するか否かを判断するにあたっては、埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針により、入所判定が行われるまでの間に施設と市町村間で情報の共有を行うこととなっています。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。

【回答】

2018年度 保険者機能強化推進交付金 5,145,000円

交付金については、介護保険特別会計に充当し、活用していただくこととなっており、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業の充実とし、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等に必要な取り組みを進めることとなっています。

町では、地域支援事業（介護予防・生活支援サービス事業費）に充てております。

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。

【回答】

昨年度の実績から見込みを算出しております。

2019年度 保険者機能強化推進交付金見込額 4,630,000円

昨年度同様、地域支援事業に充てる予定です。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】

保険者機能強化推進交付金に係る評価指標の該当状況調査表については、要綱及びQ&Aに従い、また留意点を確認しながら回答しております。

7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】

第7期介護保険事業計画において、平成30年度から平成32年度までのサービス見込量を国のシステムにより推計し、保険料を算出しました。保険料の急激な上昇を抑えるため、介護給付費準備基金約70パーセントの取り崩しを行っています。また、前年度に引き続き、国の施策において、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、一般会計から繰り入れることで非課税世帯の方への保険料の軽減を実施します。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】

全国的に少子高齢化が一段と進行するなか、小川町も高齢化が進み65歳以上人口が36%を超え、財政負担が多くなっている現状で、財政的に独自補助については考えておりません。

なお、前年度に引き続き、国の施策において、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、非課税世帯の方への保険料の軽減を実施します。

また、小川町介護保険料減免要綱（平成14年3月告示）を定めており、災害、収入の減少、境界層該当者、刑事施設に収容された場合、申請により該当になれば減免が実施されます。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】

介護保険は、年度を単位とする短期保険で債権を長く不安定な状態に置くことは、保険事業の運営上好ましくないとされています。そのため、徴収できなくなった保険料については、介護保険法第69条第1項により、要介護認定申請が出た際に過去10年分の未納分を計算し、給付制限をかける措置が取られています。

未納者に対しては、文書で自主納付を促しているところですが、滞納が続いてしまう方には、徴収権が時効になる前に電話や訪問をし、納付の相談を実施しています。しかしながら納付相談に応じないなどにより滞納が解消されない場合は、公平性の観点から、法令に基づき給付制限を行っております。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】

第7期計画の重点施策は、次の4点です。

- 1 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進
- 2 地域包括支援センターの機能強化

3 在宅医療・介護連携の推進

4 認知症施策の推進

進捗・・・地域包括支援センターの機能強化については、多職種連携による「地域ケア会議」の効果的な活用について、地域包括支援センターと連携を図りながら実施回数が増やせるように取り組んでいます。また、自立支援型の会議になるよう今年度初めに研修会も実施しました。

認知症施策の推進では、地域包括支援センターと共催で認知症予防講演会を実施しました。また、認知症サポート医と連携を図り、月1回のもの忘れ相談を実施しています。認知症カフェの推進については、医療機関をはじめグループホーム等現在3か所で実施しています。

小川町の65歳以上被保険者数は、平成30年度末（3月月報値）で10,928人、前年同月比で186人増ではありますが、計画値より21人少ない状況でした。

小川町の65歳以上認定者数は、平成30年度末（3月月報値）で1,689人、前年同月比で68人増ではありますが、計画値より44人少ない状況でした。

認定率は、平成30年度末において15.5%で、計画値どおりとなりました。前年同月では15.3%でしたので、緩やかに上昇しました。

介護給付費と地域支援事業費の平成30年度年度決算見込額は2,542,614円で、前年決算額（2,460,854千円）に比べ81,760千円（103.3%）の増となりましたが、計画値は2,830,514千円と比べ、予測よりも給付費を抑制できた結果となりました。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】

小川町では高齢化が進み65歳以上人口が36%を超え、財政負担が多くなっている現状で、減免制度の拡充については考えておりません。

「小川町社会福祉法人等による利用者負担軽減に関する実施要綱」で、住民税が非課税であり一定の要件を満たす生計が困難な方に対して、申請が認められれば、利用者負担の4分の1を減額することとしています。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】

地域包括支援センターなど関係機関と連携を図りながら対応している所であります。2018年度の相談件数は、7件であります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】

比企地域自立支援協議会内で検討中です。小川町では緊急時の受入れ対応、体験機会の場について準備を行っています。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】

緊急時の受入れ場所の準備に向け予算を確保してあります。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】

比企地域自立支援協議会内では地域の特性に合わせて面的整備といわれる関係機関で協力して支援を行う体制を考えています。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

比企地域自立支援協議会内の幹事会では当事者の方にも委員をお願いしております。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成29年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】

○GH併設型

○単独型

② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】

③ 障害者支援施設の活用 等

2. 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】

本人、家族、サービス提供事業者、計画相談支援事業所等と担当者会議に参加し、個々のケースについての把握に努めています。

(2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】

グループホームの整備、入所支援を行うことにつきまして障害者計画等を策定しております。

(3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

個々のケースにつきましては、計画相談支援事業所との連携を密にし、本人、サービス提供事業者等と担当者会議に参加するとともに、民生委員、地域福祉委員からの情報提供を受けるなどの実態の把握に努めております。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

一部負担金につきまして導入予定はありません。所得制限などについては県の基準に沿って実施していきます。

(2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

小川町では現在、償還払い方式での助成となっております。現物給付方式への移行につきましては、市町村国民健康保険への国庫負担額が減額される、審査支払機関への未経由により申請の正当化が判断できないなどの理由から、直近での実施予定はありません。町内の医療機関につきましては、医療機関に申請の代行を依頼することができます。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】

対象範囲等につきましては、県基準の範囲内で実施しております。精神障害者2級の方で後期高齢者医療制度の障害認定を受けた方につきましては助成対象としております。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】

小川町では在宅の障害者に一時預かり、移送サービス、派遣による介護サービス、外出援助サービスを実施しております。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

小川町では、県の補助金の上限である一人につき年間150時間までの利用時間となっています。利用時間の拡大についての予定はありません。

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

年齢に応じた利用料の差は実施していませんが、対象者には登録団体の定める利用料より1時間当たり250円を助成しております。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

埼玉県障害者生活支援事業補助金については人口規模による限度額の設定による算出となっており、実質補助率にばらつきがあるため、補助額の増額を要望しております。

5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

平成30年4月より、福祉タクシー利用券に係る県内広域利用制度に加盟し、申請により利用券の交付を実施しております。対象者は身体障害者手帳1、2、3級又は下肢4級をお持ちの方と療育手帳〇A、A、Bの方となっており、介助者の同乗は可能です。所得制限や年齢制限はありません。

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

小川町と近隣市町村で構成している障害者自立支援協議会において、議題にあがった場合には協議してまいりたいと考えております。

6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

【回答】

災害基本法において、名簿登載者は要配慮者のうち災害時自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方となっており、該当する方の中には家族がいる方も含まれています。名簿枠の拡大については要望を県や国へお伝えします。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

福祉避難所は、二次的な避難所です。災害発生直後においては福祉避難所は開設していないため、行くことはできません。

町地域防災計画においては、事前登録ということではなく、各指定避難所において、避難所での生活が困難な要介護高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児など特別な配慮を要する方がいるとき、災害対策本部に対して、福祉避難所開設の要請を行うこととしています。

要請を受けた災害対策本部（福祉医療部）は、施設側と受け入れ可能人数や対象者等を決定し、開設することとしています。

- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

町地域防災計画において、食料については、指定避難所に避難している方や住家が被害を受け、炊事が不可能な方などに供給することとしています。

生活必需品については、災害により被服、寝具及びその他の生活必需品を喪失又は棄損し、日常生活が困難な方に供給することとしています。

- (4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

災害対策基本法に、避難支援等の実施に必要な限度で特に必要と認める場合、避難支援等関係者やその他の者に対し名簿情報を提供することができる、とされています。町は名簿情報の漏洩防止に努めなければならないため、慎重な検討が必要と考えます。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】

4月1日時点での待機児童はおりません。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

現在、当町では定員の弾力化を行い、児童を受け入れております。

4月1日時点での年齢別の児童総数では、0歳児6人、1歳児61人、2歳児76人、3歳児100人、4歳児90人、5歳児111人となっています。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

待機児童はありませんが、当町では、現在、増設について検討をすすめている認可保育所があります。

整備が決定した際には、各種補助金の案内を行う等、園との協力体制をとり、保育所増設をサポートしていきたいと考えます。

また、ほかの保育所にも、各種補助金等の情報は適宜提供しています。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

定員の弾力化を継続して園児を受け入れます。保育園への委託費も弾力化受入れの人数で支出します。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

現在、当町には認可外保育施設はありません。

仮に、認可外保育施設が新設された場合、施設が希望する認可化移行については子育て支援課としてサポートしていきたいと考えます。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

保育士の処遇については、国における保育士の処遇改善推進に合わせ、処遇改善に努めます。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

当町では、国の優遇措置に合わせ、保育料軽減措置を実施しています。

「小川町多子世帯保育料軽減事業実施要綱」により、3人目以降のお子さんの保育料を無料としています。

保育・幼児教育の無償化が実施された以降でも、この軽減措置を継続して実施し、多子世帯への経済的負担軽減に努めます。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

引続き、子育て支援の実施と安心安全な保育の実施に努めます。

保育園長会議の開催や保育園訪問等により、保育園との情報交換には日ごろから気を配っています。

安心安全な保育のためには、保育士の資質向上が必要と考え、町内全保育園（6園）に向け、随時、諸研修会を案内し、保育士の参加を促しています。

また、毎年2回、子育て支援課主催で課内研修会を開催し、日常保育に有用な知識や技術の習得に努めています。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

保育園入園に際しては、世帯ごとに保育の必要性を点数化し、入園世帯を客観的基準に当てはめて選定しています。入園後も、各世帯には、毎年、現況届を提出いただき、在園基準と適合する世帯かを確認したうえで日常保育を行っています。また、町内の3保育園では、乳幼児の一時預かりを実施し、在園児以外のお子さんについても、世帯の必要に応じて保育園保育が実施しています。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

現状では、町内の学童クラブにおいて待機児童は発生しておらず、児童 1 人当たりの面積も基準を満たしています。引き続き、利用者数の変動に注意を払い、適正規模での学童保育実施に努めてまいります。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 37 市町（63 市町村中 59%）、「キャリアアップ事業」で 23 市町（同 37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

平成 30 年度における小川町の「処遇改善等事業」の補助金活用実績は、町内 8 クラブ中 4 クラブから補助申請があり、常勤職員 7 名に対し、平均約 271,000 円の給与増額、併せて非常勤職員 19 名に対し、平均約 48,000 円の給与増となっております。

平成 30 年度の補助金活用実績は、平成 29 年度と比較して減となっておりますが、放課後児童支援員の処遇改善はすべてのクラブにおいて図られており、処遇や賃金改善については、各クラブがその実情に応じて決定し、様々な方法により実施しています。補助申請のなかったクラブにおいては、運営状況を踏まえ、運営費を効果的に活用することで、支援員の処遇の改善を図り、ひいては委託費の適正な執行に努めています。

「キャリアアップの処遇改善事業」につきましては、当町の現状において、対象者が限られるため、「処遇改善等事業」の包括的な実施により、全体的かつ平等な処遇改善を推進しているところです。

引き続き、各クラブの運営状況等を踏まえ、必要に応じて補助金を活用しながら、処遇改善事業に取り組んでまいります。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】

基準の緩和については「保育の現場の声と乖離せず、省令施行後の課題を解決する適正な見直し」である限りにおいては、意義のあるものと捉えています。今後、より具体的な見通しが示された場合には、緩和の影響が保育の質を低下させることのないよう、留意する必要があると考えています。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

(1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】

こども医療費の支給を18歳年度末まで拡充することについては、他町村の動向も踏まえ、現在検討中です。

(2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】

埼玉県に対する要望は埼玉県町村会を通じて、小川町を含めた共通の要望として毎年行っております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1、 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

(1) 「しおり」には、①憲法第25条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則14日以内、長くとも30日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】

しおりには御要望の内容が概ね明記されておりますが、作成機関である埼玉県西部福祉事務所へ改めて要望をお伝えします。またしおりは窓口近くに置き、生活に困窮している方等へすぐにお渡しできるようにしています。

(2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保

護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】

町ホームページに生活保護制度について掲載しています。生活困窮の相談には随時応じ、生活保護制度について説明をしています。その際、埼玉県西部福祉事務所が作成しているしおりをお渡ししています。

2、 生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】

生活保護の申請は、制度の説明後に申請の意思を確認し、申請書の交付をしています。申請書を受理後、埼玉県西部福祉事務所により決定の可否のための調査が行われています。

3、 保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】

生活保護制度の実施主体である埼玉県西部福祉事務所へ要望をお伝えします。

4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】

生活保護制度の実施主体である埼玉県西部福祉事務所へ要望をお伝えします。

5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れないようにしてください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】

生活保護制度の実施主体である埼玉県西部福祉事務所へ要望をお伝えします。

6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どもがいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】

生活保護世帯に対しては、福祉事務所が認めた場合、埼玉県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度が50万円を限度に利用できます。その他の生活困窮世帯に関しては個別の相談により5万円を上限に町社会福祉協議会が貸付を行っています。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】

埼玉県社会福祉課による町内調整会議を開催し、生活困窮により様々な問題を抱えている方を相談機関につなげられるよう、生活困窮自立心制度の周知及び関係機関との連携を図っています。